

市民局指定管理者選定評価委員会(市民・文化部会)における審査結果

施設名: 千葉市文化ホール等

大項目 指定の 基準	審査項目	配点	ちばアートウィン ド 運営企業体
1 市民の平等な利用を確保するものであること	(1)管理運営の基本的な考え方	10	8.00
指定の基準1 小計		10	8.00
2 施設の管理を安定して行う能力を有すること	(1)同種の施設の管理実績	5	5.00
	(2)団体の経営及び財務状況	5	3.00
	(3)管理運営の執行体制	5	4.00
	(4)必要な専門職員の配置	5	3.75
	(5)業務移行体制の整備	5	3.50
	(6)従業員の管理能力向上策	5	3.50
	(7)施設の保守管理の考え方	5	3.75
	(8)設備及び備品の管理、清掃、警備等	5	3.75
指定の基準2 小計		40	30.25
3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと	(1)関係法令等の遵守	5	3.50
	(2)リスク管理及び緊急時の対応	5	3.50
指定の基準3 小計		10	7.00
4 施設の効用を最大限発揮するものであること	(1)開館時間、休館日の考え方	5	3.75
	(2)利用料金の設定及び減免の考え方	5	3.25
	(3)施設利用者への支援計画	10	8.00
	(4)施設の利用促進の方策	10	8.50
	(5)利用者等の意見聴取、自己モニタリングの考え方	5	3.50
	(6)施設の事業の効果的な実施	10	7.50
	(7)成果指標の数値目標達成の考え方	10	8.00
	(8)自主事業の効果的な実施	10	8.00
指定の基準4 小計		65	50.50
5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること	(1)収入支出見積りの妥当性	10	6.50
	(2)管理経費(指定管理料)	25	16.00
指定の基準5 小計		35	22.50
6 その他市長が定める基準	(1)市内産業の振興	3	2.00
	(2)市内業者の育成	3	2.00
	(3)市内雇用への配慮	3	3.00
	(4)障害者雇用の確保	3	1.00
	(5)施設職員の雇用の安定化への配慮	3	2.00
指定の基準6 小計		15	10.00
合 計		175	128.25